

協議資料(2)

(新規登録)

一般社団法人るゐ

令和 7 年度第 1 回船橋市福祉有償運送運営協議会

年 月 日

船橋市長 殿



実施法人名

一般社団法人

代表理事 猪木



自家用有償旅客運送登録申請書（案）の提出について

このことについて、別添のとおり、自家用有償旅客運送の登録申請書（案）を提出いたしますので、船橋市福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項 目	内 容
1	運送主体	名 称：一般社団法人るーむ 住 所：274-0824 千葉県船橋市前原東五丁目16番8号 代表者名：猪木さより 連 絡 先：047-489-1906 (概要) 法人設立 平成30年12月 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業を運営
2	事業内容	船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和7年5月末日現在) 詳細は名簿のとおり イ： 1人、ロ： 2人、ハ： 9人、ニ： 人 ホ： 人、ヘ： 人、ト： 人 合計：11人(重複1名) 輸送拠点 船橋市
3	利用者から收受する対価	運送の対価 距離に応じた定額制 (説明) 初乗り2*まで無料 / 2.1*から10*まで550円 10.1*から20*まで1100円 / 20.1*以上2200円 (税込み価格) 運送の対価外の対価 その他 (入会金等)
4	使用する車両の種類	使用車両 ア：寝台車 台、イ：車いす車 1台、ウ：兼用車 台 エ：回転シート車 台、オ：セダン等 1台 合計： 2台 使用権原 一般社団法人るーむ 複数乗車 ☐ あり(下記に内容記入) ☒ なし
5	運 転 者	運転者 3名 (内訳) 普通二種免許保持者 名、普通免許保持者 3名 ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第へ号」のとおり
6	損害賠償措置	損保ジャパン(株) 対人賠償：無制限 対物賠償：無制限
7	管理運営体制	別紙「様式第7号」のとおり
8	法令順守	別紙「様式第3号、宣誓書」のとおり

令和 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿名 称 一般社団法人る一む
住 所 船橋市前原東五丁目 番 8号
代表者の氏名 猪木 さよ

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名
名称 一般社団法人る一む
住所 船橋市前原東五丁目16番8号
代表者 猪木 さよ
- 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

3. 運送の区域

区 域	備 考
船橋市内	船橋市内から出発し近隣市町村へ行く場合有 (八千代市・鎌ヶ谷市・白井市・習志野市・印西市等)

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
まりんブルー	船橋市飯山満町二丁目4-13番8号

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
	所有	()	(1)	()	()	(1)	(2)
	持 込	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※
	合 計	()	(1)	()	()	(1)	(2)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

○	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

初乗り2^{キロ}まで無料 / 2.1^{キロ}から10^{キロ}まで550円(税込み)

10.1^{キロ}から20^{キロ}まで1100円(税込み) / 20.1^{キロ}以上2200円(税込み)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの
いずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 7年 5月 1日

名	称	一般社団法人るーむ
住	所	千葉県船橋市
		前原東五丁目1
代表者の氏名		猪木 さよ

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

一般社団法人る一む

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	船橋583	4人	一般社団法人る一む	一般社団法人る一む	
2	船橋583	4人	一般社団法人る一む	一般社団法人る一む	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（一般社団法人一む 代表理事猪木さより）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1		千葉県習志野市	普通	1種
2		千葉県市原市	普通	1種
3		千葉県白井市	普通	1種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（一般社団法人一む 代表理事 猪木さより）が、自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和7年4月18日

住 所 [REDACTED]
氏 名 山崎 亜子

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）

一般社団法人るーむ
代表理事 猪木さより

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ まりんブルー ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	山崎亜沙子		・介護福祉士 ・福祉有償運転 者講習 5/26 受講 予定		
2					

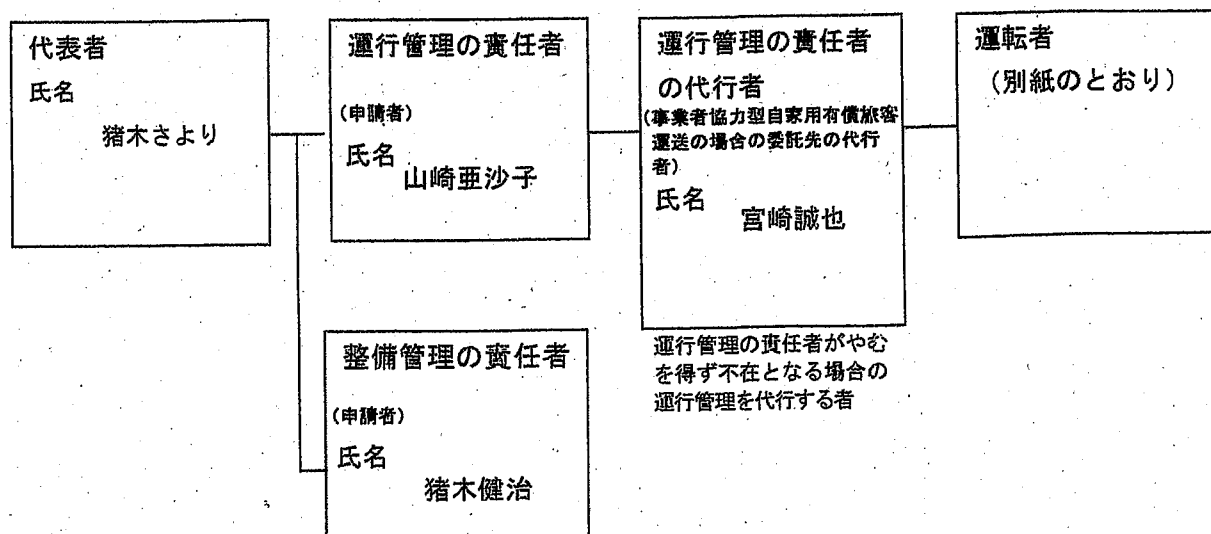
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

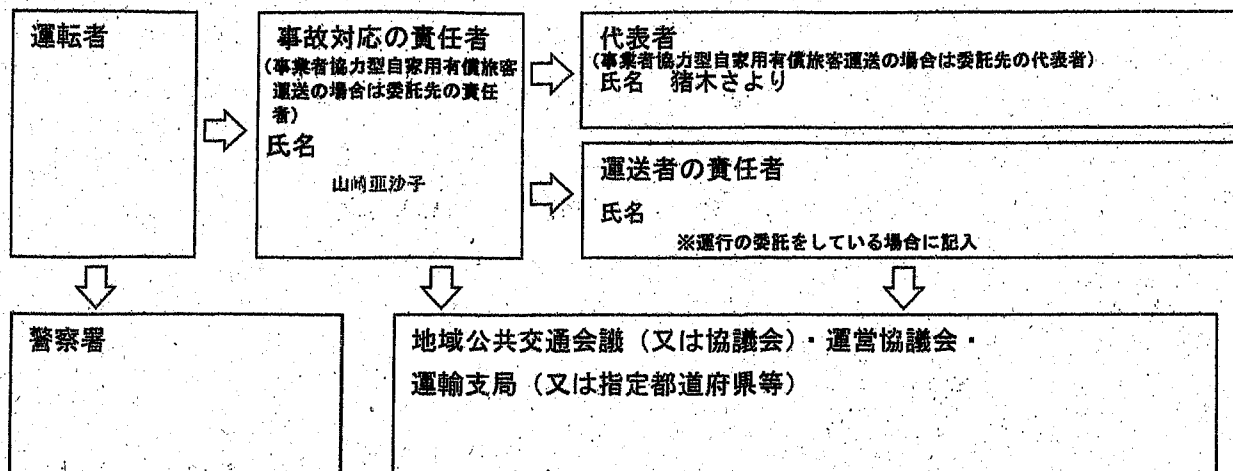
No	氏 名	住 所	協力
1	猪木健治		
2			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

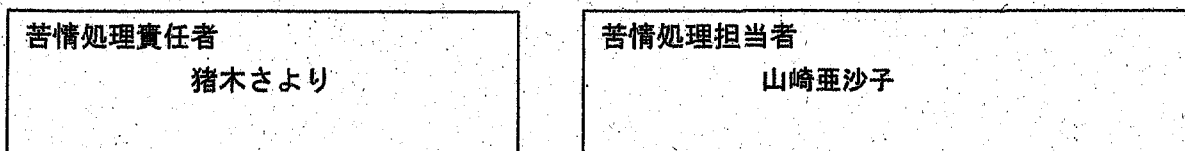
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

一般社団法人るーむ

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級		1	要 介 護 5		
1 級			合 計		
合 計		1	要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級		2	合 計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合 計		2	合 計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度		4	内 部 障 害		
重 度		5	知的障害（認定者を除く）		
合 計		9	精神障害（認定者を除く）		
総合計		11	そ の 他		
			合 計		

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

一般社団法人る一む

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1		船橋市	2021/1/1	○	○						
2		船橋市	2021/1/1			○					
3		船橋市	2023/4/30			○					
4		船橋市	2021/1/1			○					
5		船橋市	2021/1/1			○					
6		八千代市	2021/1/1			○					
7		船橋市	2021/1/1			○					
8		船橋市	2021/1/1			○					
9		船橋市	2021/1/1		○						
10		八千代市	2021/1/1			○					
11		船橋市	2024/2/5			○					
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）